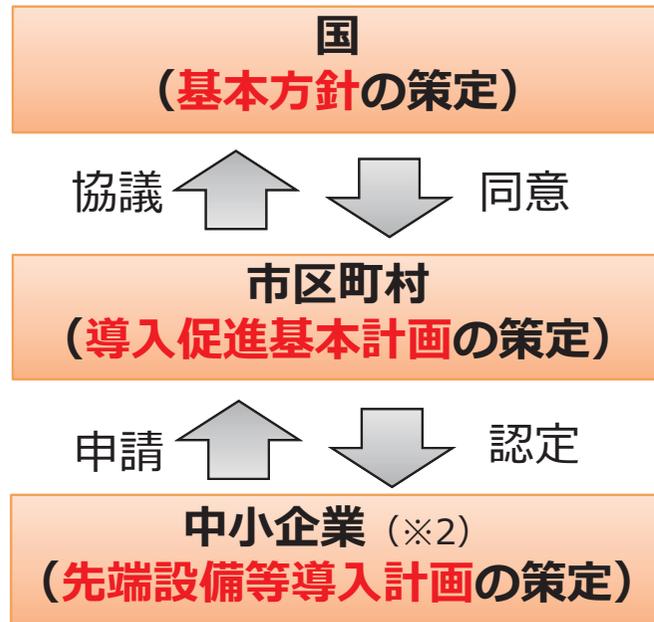


| | | | | |
|--------|--|-----|---|-------|
| No. | ⑥-4 | | R6 予算額 | — |
| 事業名 | 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について | | 府省庁名 | 中小企業庁 |
| 概要 | 先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、市町村の判断により、固定資産税を3年間1/2に軽減、さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間1/3に軽減することで、中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組みを支援。 | | | |
| 支援対象 | 資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く） | 補助率 | 固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は以下の期間1/3に軽減。 ・R6年3月までに取得：5年間 ・R7年3月までに取得：4年間 | |
| 対象事業 | 市町村より認定を受けた、年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された下記の設備。（※1） 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） ※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く （注）生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないことが 要件となります。 | | | |
| 支援内容 | 固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。さらに賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合は以下の期間1/3に軽減。 ・R6年3月までに取得した設備：5年間 ・R7年3月までに取得した設備：4年間 | | | |
| 離島での実績 | — | | | |
| 備考 | ○先端設備等導入計画の実績（令和4年12月末時点） ・固定資産税をゼロとした自治体数：1,660自治体 ・設備投資の認定件数：70,512件 ・見込まれる設備台数：745,996台 ・見込まれる設備投資額：約2兆3,740億円 | | | |
| 担当部署 | 中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 | | | |
| 連絡先 | 03-3501-1816 | | | |
| 参照HP | http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html | | | |

設備投資に係る新たな固定資産税特例について

お問い合わせ先 **設備を導入する市区町村**

- 中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組みを後押しするため、**市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援**。
- 認定を受けた中小企業の設備投資については、地方税法において、市区町村の判断により、新規取得される償却資産に係る**固定資産税が3年間1/2、さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間（※1）1/3に軽減される特例措置**を講じた。
- 適用期間は**令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間**。



POINT!

1

市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象

2

年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

事前確認
(必須)

認定経営革新等支援機関

(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、土業等の専門家 等)

(※1) 令和6年3月末までに取得された設備は5年間、令和7年3月末までに取得された設備は4年間にわたって1/3に軽減される。

(※2) 中小企業等経営強化法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る。